

# 中空知広域水道企業団水道料金審議会資料 (第4回)

- 日時：平成31年4月24日(水)14:00～
- 場所：滝川市まちづくりセンターみんなくる

# 本日の審議内容

- 1 第3回審議会の内容確認 .....3
- 2 今後の水道料金(用途別口径別料金の試算).....  
【第3回資料P32~P45】
- 3 基本料金(基本水量)の検討 .....7
- 4 浴場用・臨時用料金の検討 .....18
- 5 その他料金(福祉用料金)について .....23

# 1 第3回審議会の内容確認

## (1) 逓減型料金体系(業務用)について①

当企業団では、業務用901m<sup>3</sup>以上の料金が「逓減型」の料金となっており、平成29年度での実態は次のとおりです。

事業者数	901m <sup>3</sup> 以上 月数	使用水量	相当する 水道料金	うち901m <sup>3</sup> 以上 相当分
34事業者	293月	556, 237m <sup>3</sup>	約1億4千万円	約6千9百万円

逓減型を単一型又は逓増型に見直すと、次のように試算されます。

**逓減型→単一型**  
(236円) (277円)

**=約1,200万円の  
収入増**

**逓減型→逓増型**  
(236円) (318円)

**=約2,400万円の  
収入増**

単純計算では  
収入が増え、  
財政効果が見込まれます。

しかし、同時にリスクやデメリット面も考察する必要があります。

# 1 第3回審議会の内容確認

## (1) 逡減型料金体系(業務用)について②

厚生労働省では、大口需要者の水道離れに照らし、「逡増性料金体系についても、緩やかな見直しを」と警笛を鳴らしています。実際に、逡減型の料金体系に準ずる取組も全国の自治体で展開されています。

当企業団においても、仮に34事業者のうち、約1割にあたる**3事業者が経費節減のために地下水へ切替えを行ったとすれば**、次のような影響を受ける、といったことも同時に想定しなければなりません。

34事業者のうち3事業者が地下水への切替えを行った場合  
(平均1月使用水量2,000m<sup>3</sup>と仮定)

3事業者 × 約610万円 = **約1,800万円の収入減**

以上のように収入を確保できるメリット面だけではなく、こうしたリスク面も想定しながら、見直しにあたっては慎重に判断しなければならぬと考えます。

# 1 第3回審議会の内容確認

## (2) 口径別料金体系の検討①

水道利用者が水道水を使用するとき、必ず水道メーターを通すこととなります。この水道メーターに引き込む**管の口径の大きさによって段階的に水道料金に差を設ける仕組み**が、口径別料金です。

当企業団における本来の口径別試算は、7区分に分類されますが、影響の度合いを極力抑えるために、**小口径(13~25mm)と大口径(40~100mm)の2区分**に分けて試算しています。

基本料金	用途	口径	改定前	改定後
	家事用	小口径	1,487円	1,514円
		大口径	1,487円	5,922円
	業務用	小口径	3,740円	1,514円
大口径		3,740円	5,922円	

超過料金	用途	口径	改定前	改定後
	家事用	小口径	240円	282円
		大口径	240円	282円
	業務用	小口径	282円(240円)	282円
大口径		282円(240円)	282円	

※改定前・改定後とも消費税10%を反映して試算しています。

※カッコ内は901m<sup>3</sup>以上分

# 1 第3回審議会の内容確認

## (2) 口径別料金体系の検討②

前項での料金設定で改定率を試算した結果、次のような影響があることがわかりました。

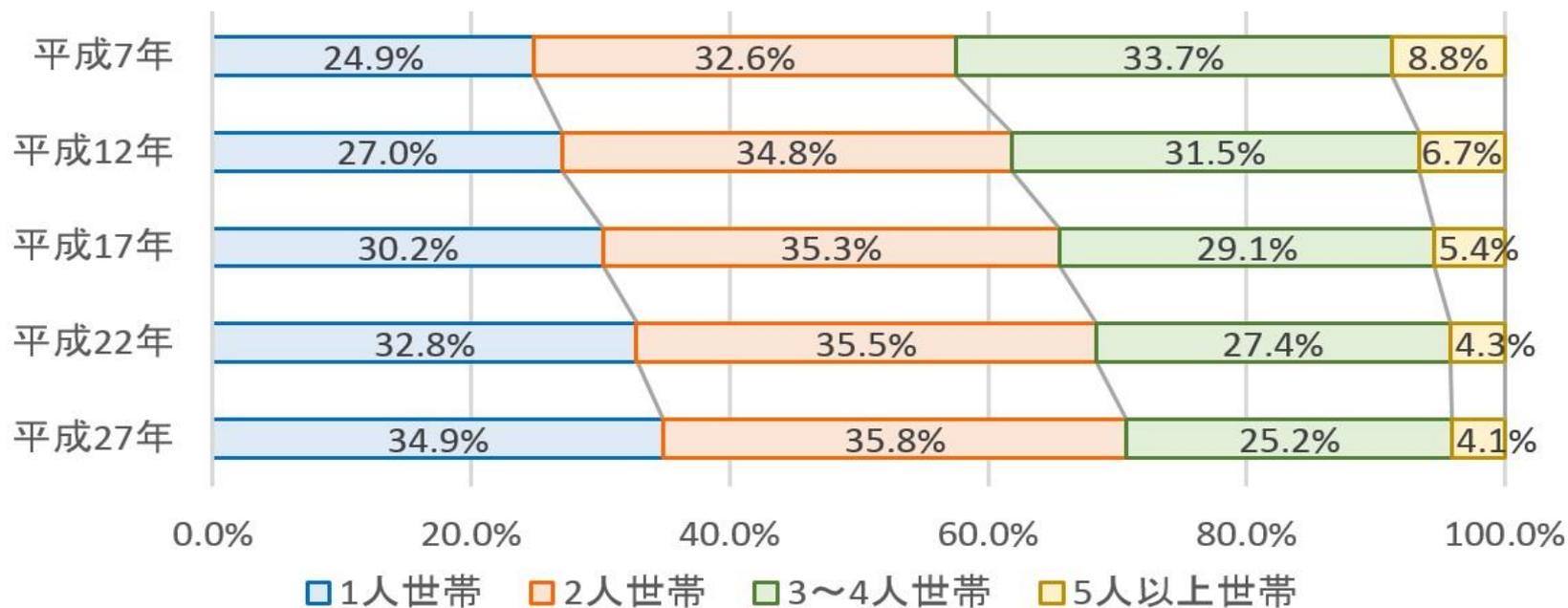
用途	口径	使用水量				
		10m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup>	50m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup>	900m <sup>3</sup>
家事用	小口径	6.9%	12.4%	15.5%	16.5%	17.4%
	大口径	168.3%	59.1%	33.8%	25.6%	18.4%
業務用	小口径	△36.9%	0.6%	0.2%	0.1%	0.0%
	大口径	58.3%	42.4%	16.0%	7.9%	0.9%

家事用の負担増加、業務用小口径の負担低減と大口径の負担増加など、現在の料金体系から**激変する**ため、導入にあたっては、影響の度合いを踏まえた慎重な判断が必要になります。

### 3 基本料金(基本水量)の検討

#### (1) これまでの世帯数の推移

近年の核家族化の進展に伴い、各家庭でお使いの水道使用量が減ってきています。まずは世帯構成の推移から見てみましょう。



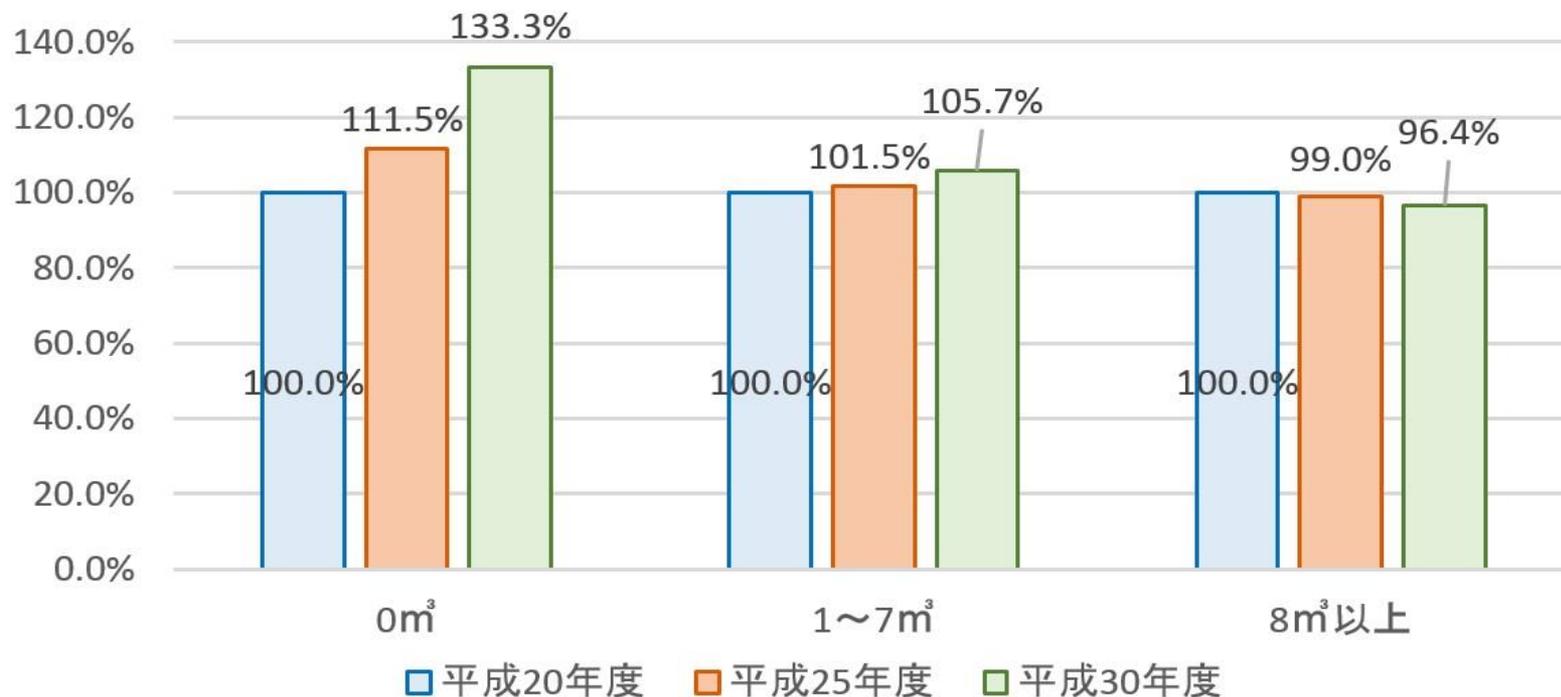
※国勢調査のデータによる。

上記のように、ここ20年間で1人世帯が全体構成の中で10%も増えています。全体的に**世帯の家族数が減っている**ことがわかります。

### 3 基本料金(基本水量)の検討

#### (2) 家事用での使用水量の変化

それでは次にここ10年間のご家庭での使用件数の構成比の推移を見てみましょう。

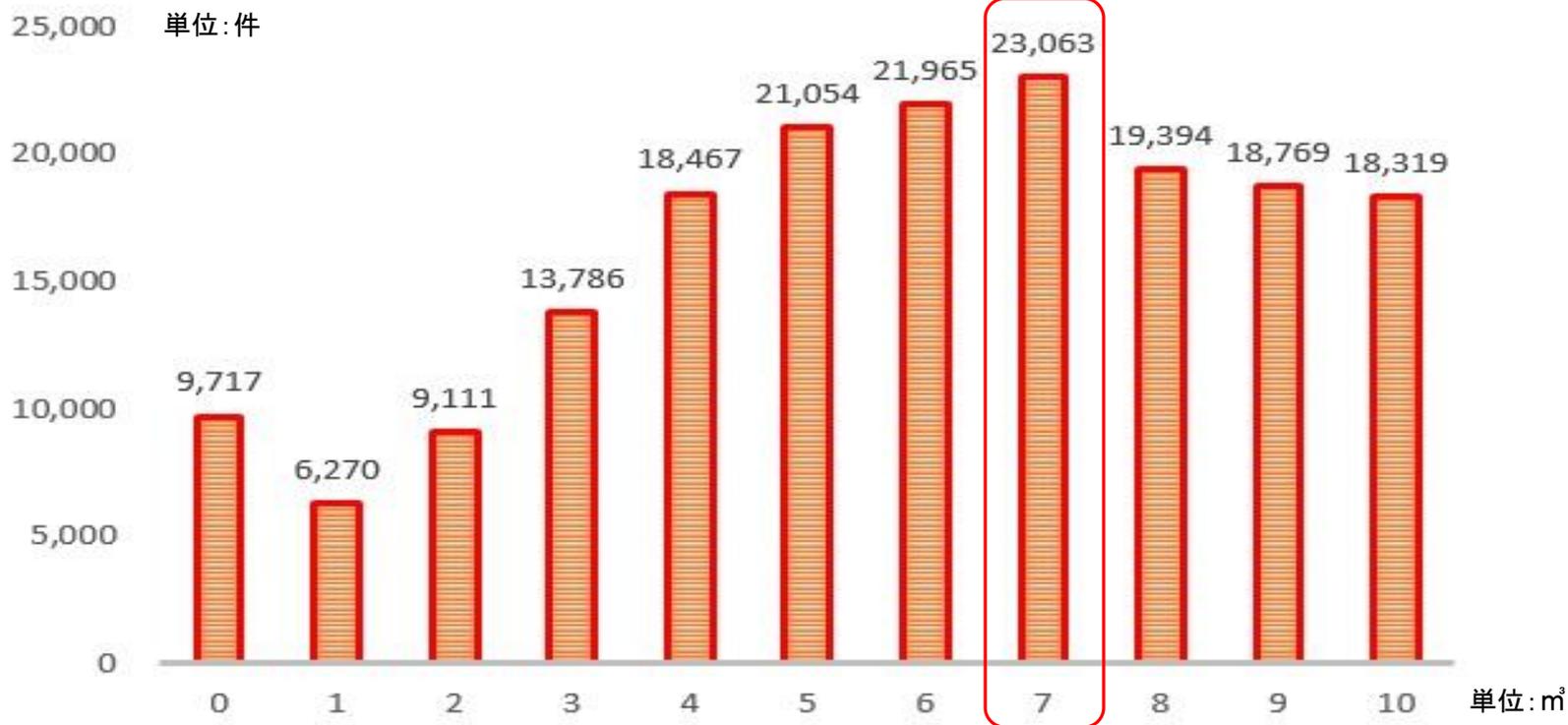


基本水量以下の世帯が増えており、とりわけ水量が0m³の世帯は10年間で3割以上増えている形になります。

### 3 基本料金(基本水量)の検討

#### (3) 家事用基本水量の使用状況

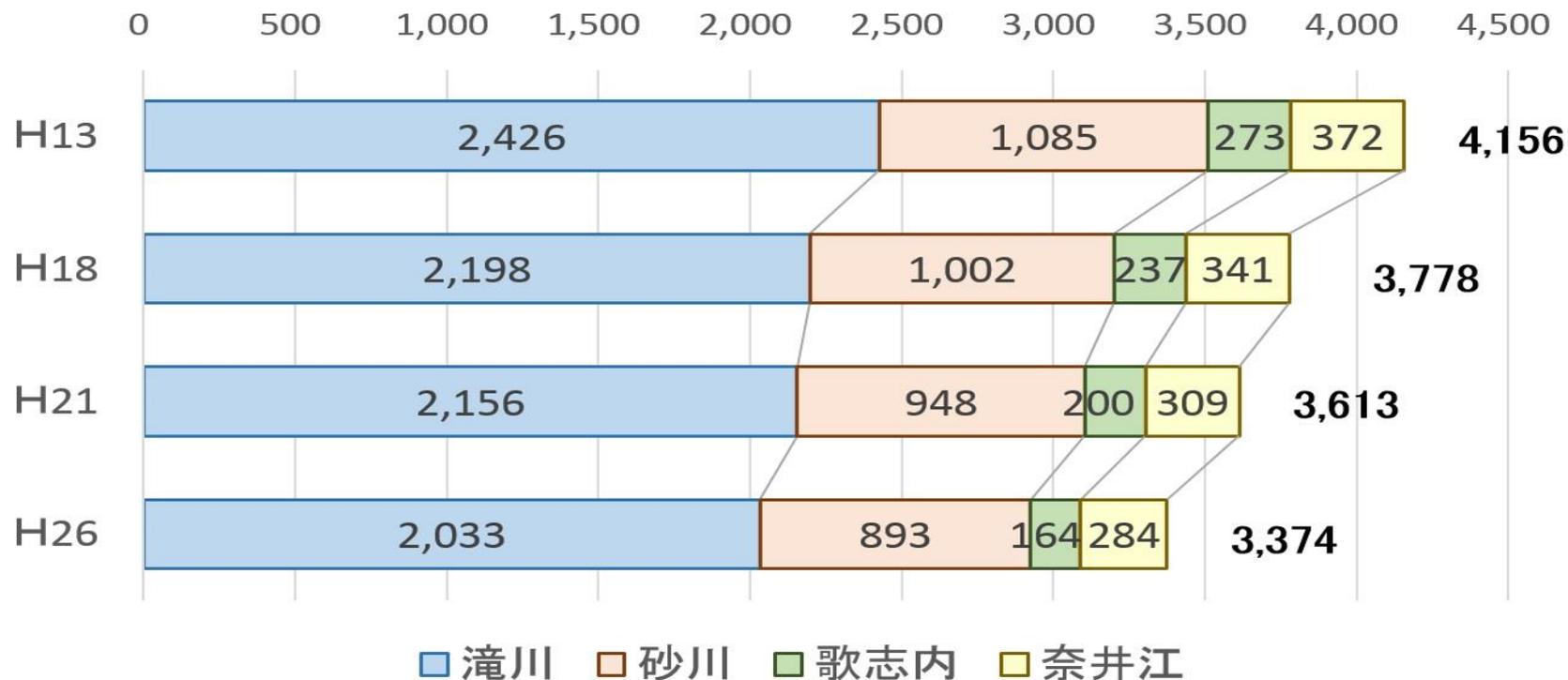
平成29年度での家事用の基本水量毎の使用件数内訳を示します。



参考に基本水量である7m<sup>3</sup>を超える内訳も加えましたが、家事用については7m<sup>3</sup>がピークの水量であることが確認できます。

### 3 基本料金(基本水量)の検討

#### (4) 3市1町の事業所数の推移



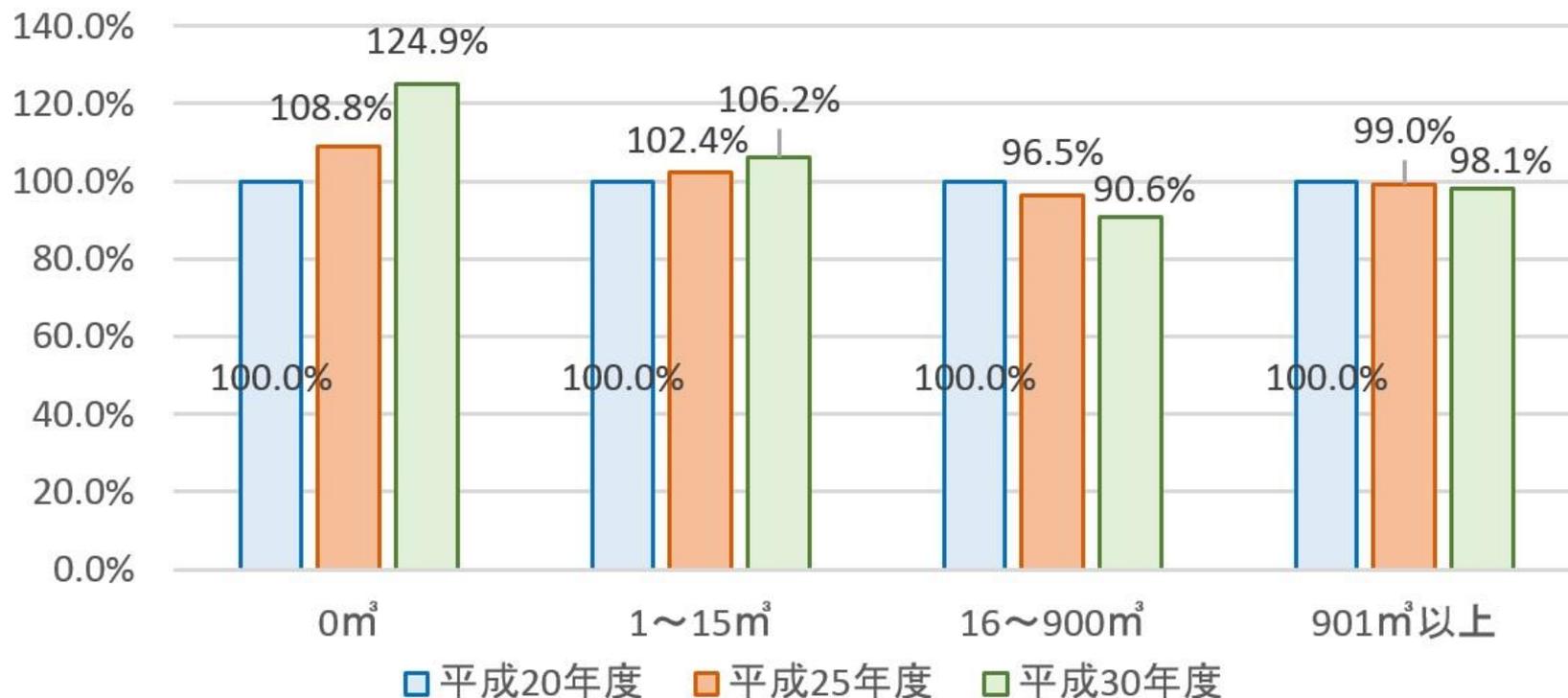
事業所数は徐々に減少しており、平成13年度から平成26年度までの13年間で約20%減少しています。

※平成13年度・平成18年度は事業所統計、平成21年度と平成26年度は経済センサスのデータ。

### 3 基本料金(基本水量)の検討

#### (5) 業務用基本水量の使用状況

次にここ10年間の業務用の使用件数の構成比を見てみましょう。

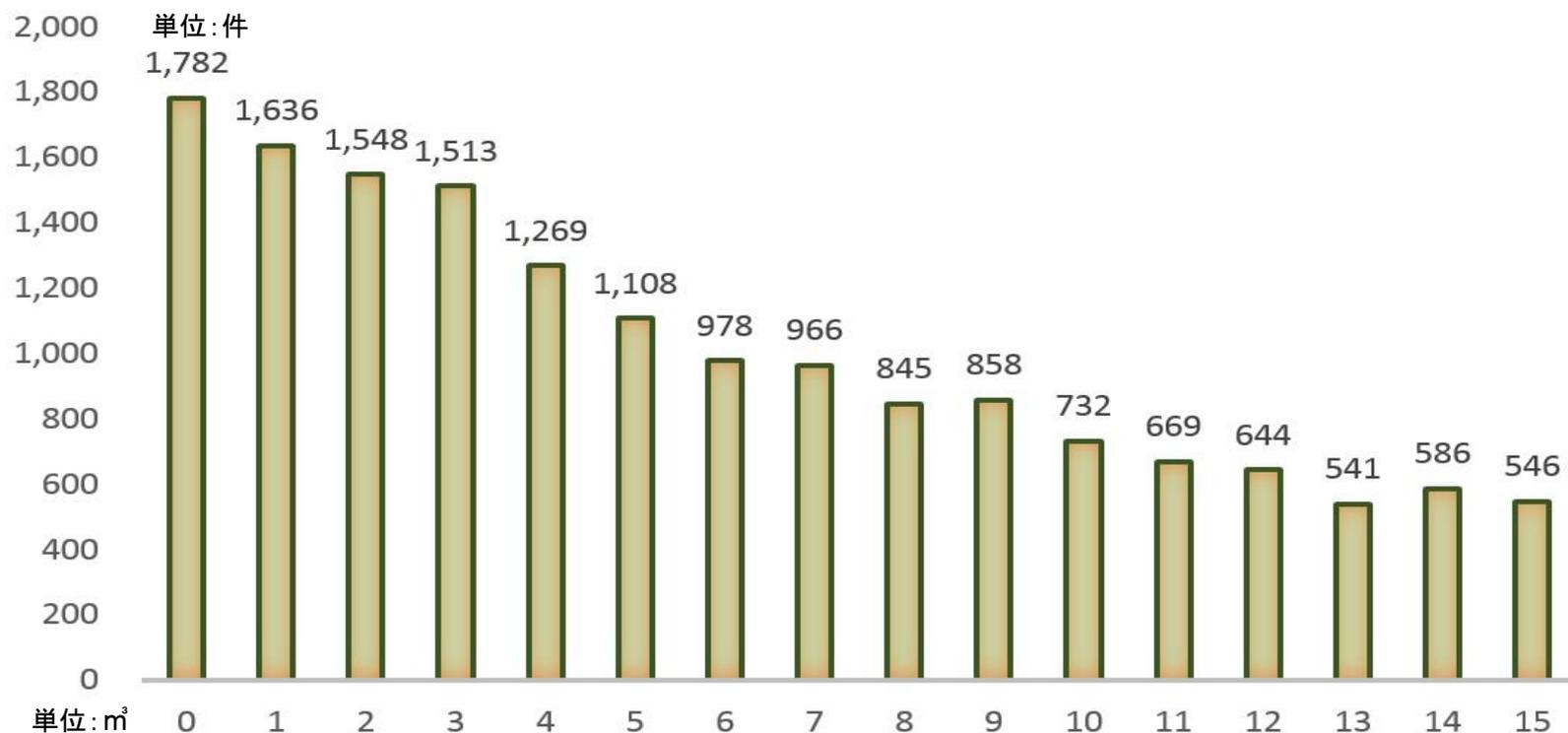


基本水量以下でのご利用が10年間で増えています。とりわけ水量が0m<sup>3</sup>でのご利用が約25%増えている形になります。

### 3 基本料金(基本水量)の検討

#### (6) 業務用の使用水量の変化

平成29年度の業務用の基本水量毎の使用件数内訳を示します。



業務用は、**0m³を最大数**として、使用水量が上がるごとに対象者が減っていることが確認できます。

### 3 基本料金(基本水量)の検討

#### (7) 全道の基本水量の状況

第2回審議会でもご確認いただいた全道の基本水量の状況です。

家事用基本水量(メーター口径13ミリで調査)		
水量	団体数	主な団体
0m <sup>3</sup>	6団体	帯広、北見、苫小牧など
5m <sup>3</sup>	4団体	美唄、士別、名寄、登別
6m <sup>3</sup>	1団体	紋別
7m <sup>3</sup>	3団体	中空知、岩見沢、石狩
8m <sup>3</sup>	14団体	旭川、釧路、恵庭など
10m <sup>3</sup>	5団体	札幌、函館、小樽など

業務用基本水量(メーター口径25ミリで調査)		
水量	団体数	主な団体
0m <sup>3</sup>	6団体	帯広、北見、苫小牧など
6m <sup>3</sup>	1団体	紋別
8m <sup>3</sup>	3団体	旭川、釧路、網走
10m <sup>3</sup>	14団体	札幌、函館、小樽など
15m <sup>3</sup>	4団体	中空知、芦別、士別、深川
16m <sup>3</sup>	2団体	赤平、富良野
20m <sup>3</sup>	3団体	留萌、根室、北斗

全道各団体の基本水量と比較して見ると、**家事用の基本水量はおおむね平均的**ですが、**業務用の基本水量は、やや多め**であると言えます。

### 3 基本料金(基本水量)の検討

#### (8) 全道の基本水量の状況

全道都市の基本料金の単純比較表です。

家事用基本料金(メーター口径13ミリで調査)		
基本料金	団体数	主な団体
1,000円まで	9団体	函館、岩見沢、千歳など
1,300円まで	6団体	旭川、江別、恵庭など
1,600円まで	11団体	中空知、札幌、釧路など
1,900円まで	4団体	石狩、赤平、三笠など
1,901円以上	3団体	稚内、深川、夕張

全道平均: 1,358円 → 全道平均より  
当企業団: 1,460円 → 約7.5%高い

業務用基本料金(メーター口径25ミリで調査)		
基本料金	団体数	主な団体
2,000円まで	7団体	函館、旭川、千歳など
2,500円まで	6団体	北見、網走、室蘭など
3,000円まで	2団体	美唄、三笠
3,500円まで	8団体	釧路、稚内、夕張など
4,000円まで	2団体	中空知、芦別
4,001円以上	8団体	札幌、恵庭、石狩など

全道平均: 2,984円 → 全道平均より  
当企業団: 3,672円 → 約23.1%高い

全道各団体の平均基本料金と比較すると、家事用は約7.5%上回っており、ほぼ平均値付近ですが、業務用基本料金については、全道平均よりも約23.1%上回っている状況です。

### 3 基本料金(基本水量)の検討

#### (9) 基本水量等の検討

現在の当企業団の基本水量及び基本料金を基に検証します。

用途区分	基本水量	基本料金
家事用	7m <sup>3</sup>	1,460円
業務用	15m <sup>3</sup>	3,672円

家事用の7m<sup>3</sup>・1,460円は、他団体平均と比較しても大きく変わらず、世帯の使用水量が減少している現在においても、変更する情勢にはないと考えます。

業務用の15m<sup>3</sup>・3,672円は、相対的に基本料金がやや高い状況にあります。さらには使用水量の分布も水量の少ない利用者が多く、ややアンバランスな状況です。

こうした情勢から、次項以降で業務用の基本水量の見直しを考察します。

### 3 基本料金(基本水量)の検討

#### (10) 業務用基本水量の見直しによる業務用料金の影響

業務用の基本水量を12m<sup>3</sup>と仮置きして、これまでの料金の配分比率などを参考に試算すると、以下のような料金体系となります。

基本水量	基本料金	超過料金 16~900m <sup>3</sup>	逓減料金 901m <sup>3</sup> 以上
15m <sup>3</sup> 据え置き	3,964円	299円	255円
12m <sup>3</sup> に変更	3,245円	306円	260円

上記のように、3m<sup>3</sup>分基本水量を引き下げることにより基本料金は719円安くなっていますが、基本水量及び基本料金を引き下げる分の負担は、超過料金・逓減料金分に求めることとなります。

### 3 基本料金(基本水量)の検討

#### (11) 業務用料金の使用水量別負担増減

業務用の基本水量を12m<sup>3</sup>に引き下げた場合には、次のような影響があります。

業務用使用水量別影響一覧(月額)							
基本水量	水量別	0~12m <sup>3</sup>	15m <sup>3</sup>	50m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup>	1000m <sup>3</sup>	5000m <sup>3</sup>
15m <sup>3</sup> に 据え置き	影響額	292円	292円	1,062円	2,162円	21,662円	97,662円
	影響率	7.95%	7.95%	7.94%	7.94%	7.95%	8.03%
12m <sup>3</sup> に 変更	影響額	▲427円	491円	1,506円	2,956円	28,556円	124,556円
	影響率	▲11.63%	13.37%	11.27%	10.86%	10.48%	10.24%

15m<sup>3</sup>に据え置いた場合は、消費税引き上げ分も含め、おおむね一律約8%の影響を受けることとなりますが、12m<sup>3</sup>に変更した場合は、少量利用者が料金引下げの恩恵を受ける分、**基本水量を超える利用者が負担をしていく**形となるため、議論の要するところです。

## 4 浴場用・臨時用料金の検討

### (1) 浴場用料金

公衆浴場は「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」の規定に基づき、住民の健康の増進等のために、その活用について適切な配慮をするよう努める必要があり、給水原価よりも低めの料金に設定しています。

浴場用	基本料金(100m <sup>3</sup> まで)	超過料金(1m <sup>3</sup> につき)
	9,791円(税込)	113円(税込)

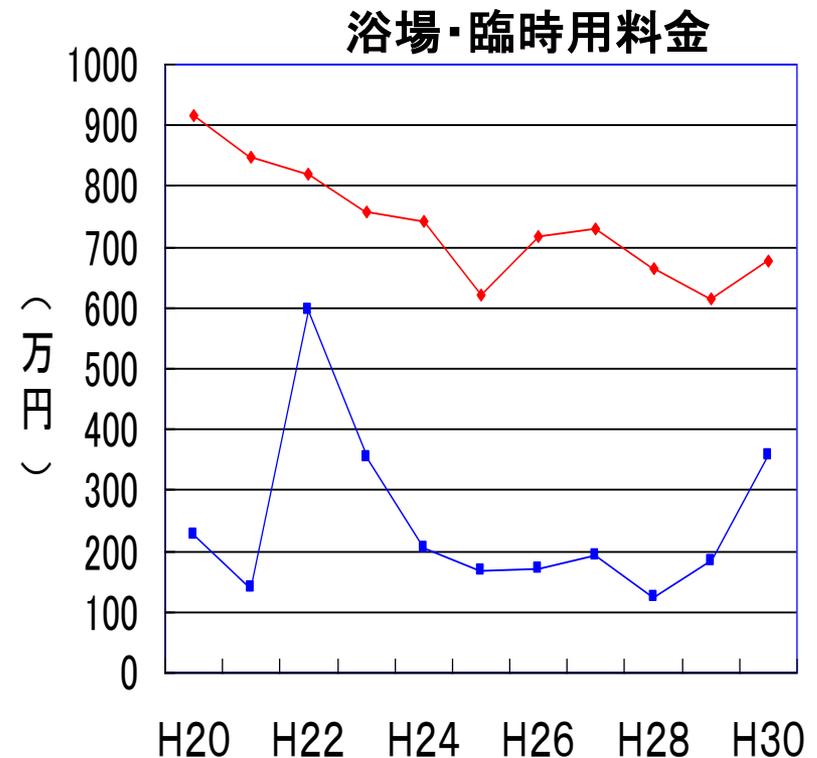
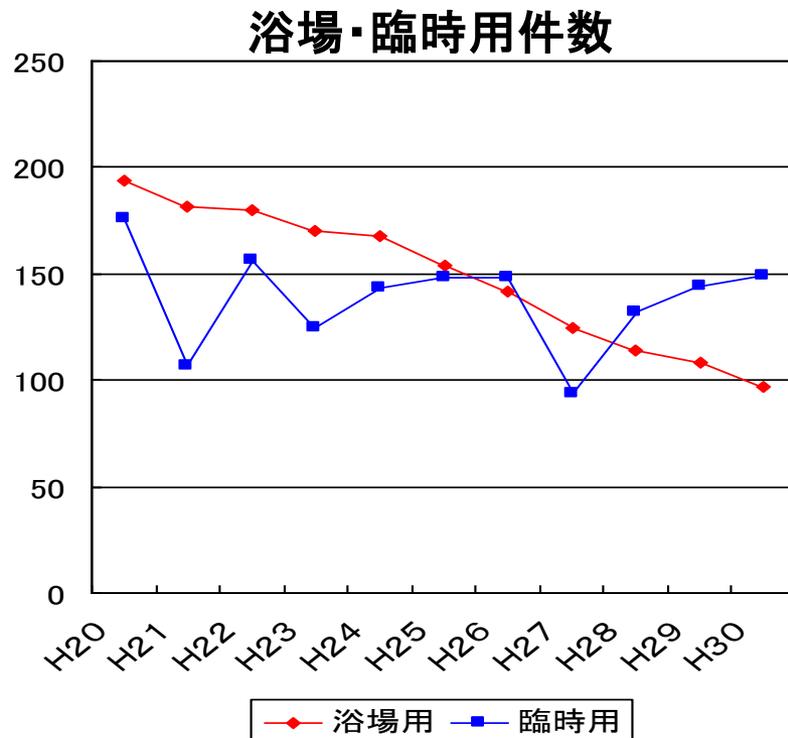
### (2) 臨時用料金

臨時用とは、工事その他の理由により一時的に使用するものをいいます。一時使用に伴うコストに見合った収入とするため、給水原価よりも高めの料金に設定しています。

臨時用	基本料金(10m <sup>3</sup> まで)	超過料金(1m <sup>3</sup> につき)
	6,119円(税込)	555円(税込)

## 4 浴場用・臨時用料金の検討

### (3) 件数及び料金の推移



浴場用の件数及び料金は、**年々減少傾向**にあります。

臨時用の件数及び料金は、その年の**使用状況**により大きく**変化**します。

## 4 浴場用・臨時用料金の検討

### (4) 全道の浴場用・臨時用の状況

#### ① 浴場用の料金の状況

浴場用100m <sup>3</sup> 使用の場合			浴場用500m <sup>3</sup> 使用の場合		
料金	団体数	主な団体	料金	団体数	主な団体
4,000円まで	1団体	釧路	20,000円まで	2団体	釧路、士別
8,000円まで	10団体	室蘭、苫小牧、岩見沢、など	40,000円まで	11団体	帯広、苫小牧、岩見沢など
12,000円まで	11団体	中空知、赤平、芦別など	60,000円まで	9団体	中空知、千歳、赤平など
16,000円まで	5団体	札幌、深川、三笠など	80,000円まで	4団体	札幌、芦別、美唄など
20,000円まで	2団体	江別、夕張	100,000円まで	4団体	夕張、三笠、深川など
20,001円以上	4団体	旭川、美唄、北広島など	100,001円以上	3団体	旭川、北広島、石狩

全道平均： 11,673円  
当企業団： 9,791円

全道平均： 58,107円  
当企業団： 54,991円

33団体中22団体が基本水量を100m<sup>3</sup>としており、100m<sup>3</sup>及び500m<sup>3</sup>使用の場合の料金についても全道平均を下回っていますが、ほぼ全道の平均値であり、浴場用料金においては**平均改定率での改定が適当**と考えます。

## 4 浴場用・臨時用料金の検討

### (4) 全道の浴場用・臨時用の状況

#### ②臨時用の料金の状況

臨時用10m <sup>3</sup> 使用の場合			臨時用100m <sup>3</sup> 使用の場合		
料金	団体数	主な団体	料金	団体数	主な団体
2,000円まで	2団体	千歳、函館	16,000円まで	1団体	千歳
4,000円まで	4団体	伊達、室蘭、北斗など	32,000円まで	5団体	函館、伊達、室蘭など
6,000円まで	12団体	札幌、苫小牧、岩見沢など	48,000円まで	9団体	札幌、苫小牧、岩見沢など
8,000円まで	9団体	中空知、旭川、芦別など	64,000円まで	8団体	中空知、釧路、美唄など
10,000円まで	4団体	帯広、夕張、赤平など	80,000円まで	8団体	旭川、夕張、芦別など
10,001円以上	2団体	石狩、美唄	80,001円以上	2団体	赤平、帯広

全道平均： 5,861円  
当企業団： 6,119円

全道平均： 52,278円  
当企業団： 56,069円

33団体中15団体が基本水量を10m<sup>3</sup>としており、10m<sup>3</sup>及び100m<sup>3</sup>使用の場合の臨時用の料金についても全道平均と比較しても大きく変わらず、**平均改定率での改定が適当**と考えます。

## 4 浴場用・臨時用料金の検討

### (5) 今後の浴場用・臨時用の料金

今回の**平均改定率である6%**をそれぞれの料金に反映すると、次のとおりとなります(消費税10%に反映済み)。

		基本料金(100㎡まで)	超過料金(1㎡につき)
浴場用	改定前	9,791円(税込)	113円(税込)
	<b>改定後</b>	<b>10,570円(税込)</b>	<b>122円(税込)</b>

		基本料金(10㎡まで)	超過料金(1㎡につき)
臨時用	改定前	6,119円(税込)	555円(税込)
	<b>改定後</b>	<b>6,606円(税込)</b>	<b>599円(税込)</b>

浴場用の基本料金は、料金改定後においても全道平均より**103円(約0.9%)**下回っておりますが、臨時用の基本料金は、全道平均より**745円(約12.7%)**上回ることとなります。

## 5 その他料金(福祉用料金)について

### (1) 福祉用料金(水道料金の助成)

- ①生活保護世帯及び70歳以上の老人世帯などに対し、水道料金の助成を行う制度であり、**構成市町独自の福祉施策**です。
- ②構成3市1町は、**条例等で対象世帯及び助成金額**を定めて対象者の認定を行います。
- ③企業団は対象者に市町が定めた低廉な料金を請求し、**年度末に構成市町から減額した料金分**をいただきます。

## 5 その他料金(福祉用料金)について

### (2) 3市1町の助成対象者及び福祉用料金①

福祉用料金は、お住まいの**構成市町により助成対象要件が異なります。**

	生活保護 受給世帯	70歳以上の高齢者世帯			ひとり親世帯		重度身体障害者世帯		
		単身世帯	老人世帯	所得制限	子の要件	所得制限	身障1級	身障2級	所得制限
滝川市	○	○	—	有	有	有	—	—	—
砂川市	○	○	○	有	有	有	○	○	有
歌志内市	○	○	○	有	有	有	○	○	有
奈井江町	○	○	○	無	無	無	○	—	無

## 5 その他料金(福祉用料金)について

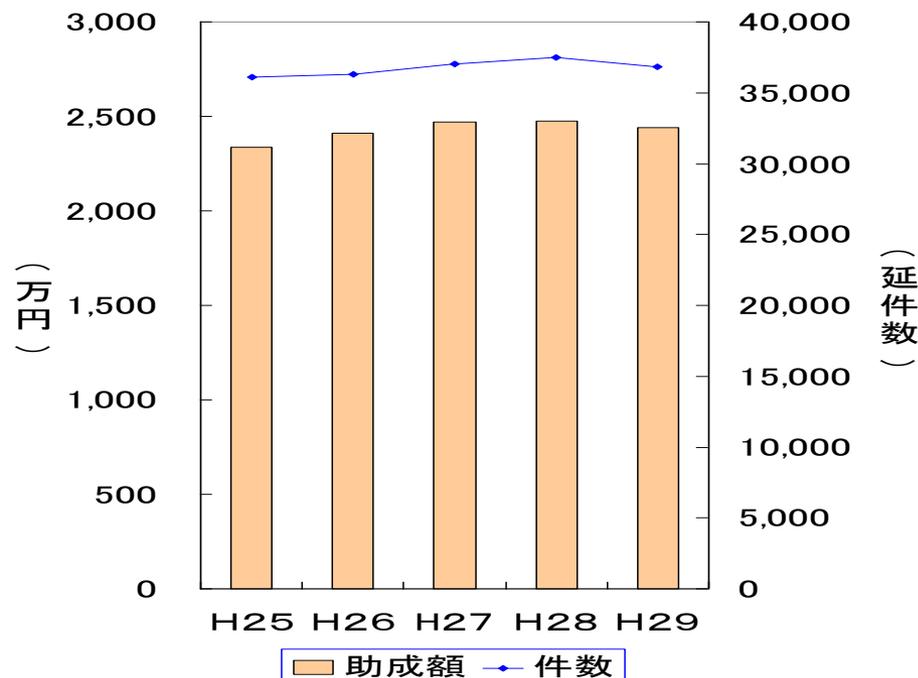
### (2) 3市1町の助成対象者及び福祉用料金②

3市1町の福祉用料金は次のとおりです。

	基本料金(1月につき)		超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)
	水量(m <sup>3</sup> )	料金	
滝川市	7	694円	226円
砂川市	5	765円	162円
歌志内市	7	1,110円	236円
奈井江町	7	1,244円	236円

## 5 その他料金(福祉用料金)について

### (3) 福祉用料金の助成額及び件数(過去5年間の実績)



	H25	H26	H27	H28	H29
助成額	2,338万円	2,413万円	2,471万円	2,475万円	2,441万円
延件数	36,122	36,298	37,023	37,460	36,815

#### 平成29年度 3市1町の内訳

	助成額	延件数
滝川市	1,253万円	15,898
砂川市	984万円	13,926
歌志内市	137万円	3,917
奈井江町	67万円	3,074
合計	2,441万円	36,815